

議案第 6 2 号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和 5 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中 6 6 の項を 7 4 の項とし、 3 5 の項から 6 5 の項までを 8 項ずつ繰り下げ、同表の 3 4 の項中

「

(1) 土地の筆数が 3 以内 である場合 200 円 (2) 土地の筆数が 4 以上 である場合 200 円に 3 を超える土 地の筆数に 20 円を乗じ て得た額を加算した額	を	「 300 円 」	に改め、同
--	---	-----------------	-------

」

項を同表の 3 9 の項とし、同項の次に次のように加える。

4 0	市街化区域及び市街化調整区域、地域地区に関する証明	300 円
4 1	納税猶予の特例適用の農地等該当証明	300 円
4 2	市道の幅員に関する証明	300 円

別表の 3 3 の項中「 2 0 0 円」を「 3 0 0 円」に改め、同項を同表の 3 8 の項とし、同表の 3 2 の項中「 2 0 0 円」を「 3 0 0 円」に改め、同項を同表の 3 7 の項とし、同表の 3 1 の項中「 2 0 0 円」を「 3 0 0 円」に改め、同項を同表の 3 6 の項とし、同表中 1 6 の項から 3 0 の項までを 5 項ずつ繰り下げ、 1 5 の項を 1 9 の項とし、同項の次に次のように加える。

2 0	狭山市印鑑条例第 8 条の規定に基づく印鑑登録証の交付（初回の交付を除く。）又は同条例第 9 条第 3 項の規定に基づく印鑑登録証の引替交付	200 円
-----	--	-------

別表中 1 4 の項を 1 8 の項とし、 1 3 の項を 1 7 の項とし、 1 2 の項の次に次のように加える。

1 3	土地台帳の閲覧	300 円
1 4	家屋台帳の閲覧	300 円
1 5	公図の写し及び地籍調査成果に関する写しの交付	1 筆につき 300 円

16	道路台帳の写し及び測量成果に関する写しの交付	300円
----	------------------------	------

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年9月1日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、手数料の額及び種類を改めたいので、この案を提出するものである。